

令和3年第1回定例会会議録（第2号）

令和3年3月4日

○出席議員（24名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	松屋益治郎君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	須崎良一君
教育部長	稲尾隆君	上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	安部政信君
職員課長	新貝仁君	産業政策課長	奥茂夫君

高齢者福祉課長	阿南剛君	健康づくり推進課参事	大野高之君
公園緑地課長	橋本和久君	次長兼教育政策課長	柏木正義君
教育政策課参事	吉田浩之君	次長兼スポーツ健康課長	杉原勉君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	補佐兼総務係長	内田千乃
主査	浜崎憲幸	主査	市原祐一
主査	松尾麻里	主任	佐藤雅俊
主事	大城祐美	速記者	桐生正子

○議事日程表（第2号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議
 第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○2 番（日名子敦子君） 大分県内におきまして、新型コロナウイルス感染症が確認され、ちょうど 1 年が経過したと昨日のニュースで聞きました。思い起こせば 1 年前、我が子も学校が休校となり、卒業式が休止や縮小、高校受験、大学受験もどうなることかと不安な日々を過ごしましたが、こんなに長引くと誰が想像したことでしょうか。

緊急事態宣言解除、コロナウイルス後遺症、ワクチン副反応、変異ウイルスと気になることばかりですが、やはり新型コロナワクチンの接種がどのようになるのかが気になっております。市民の皆様も、連日報道されておりますこのワクチンについて大変興味をお持ちだと思いますし、別府市での接種をお知りになりたいと思います。

まずは、この予算が補正並びに専決処分をした目的について教えてください。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

今回の市長専決処分については、1 月 28 日に国の第 3 次補正予算が成立したことに伴い、ワクチン接種を速やかに実施するための体制確立に係る経費の執行が必要であったことから専決処分を行ったものです。

補正予算については、2 月に入り、国が地方の負担が生じないよう、体制整備に係る費用の全額を負担する方針を示したことから、所要の追加額を計上したものであります。

○2 番（日名子敦子君） では、この予算の事業の概要を説明してください。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守り、併せて社会経済活動との両立を図っていく必要があることから、国をはじめ全国で総力を挙げてその対策への取組が進められているところです。

現在、ファイザー社製ワクチンが薬事承認され、医療従事者に向けて接種が行われています。このワクチンは、一定期間を空けて 2 回の接種が必要となります。インフルエンザワクチンなどほかのワクチン接種と同様、副反応の発生が予測されるため、接種は本人の意思に基づくものとし、接種にかかる費用は全額国費にて負担されます。

ワクチンの接種方法については、規模の大きな会場を接種会場として多くの人へ接種を行う集団接種と、各医療機関にて行う個別接種の 2 つの方法があり、本市におきましては、65 歳以上の方の接種では個別接種を主として行う予定としております。これは、高齢者にはかかりつけの医師がおり、ふだんの健康状況が把握されていることが期待されること、それから、副反応によるアナフィラキシーショックなどにも医療機関であれば迅速に対応できることなどが期待されるからです。個別接種で対応するためには、100 程度の接種会場が必要と試算しており、現在医師会を通じ医療機関への協力を依頼しているところであり、

接種には、事前の予約が必要となります。予約については、インターネットの予約フォームからの申請と、コールセンターにおける電話予約による受付を想定しています。コールセンターは、3 月中旬に市保健センター内に設置し、フリーダイヤルによる相談や接種予約を受け付けることとしております。

ワクチン接種のスケジュールについては、ファイザー社製のワクチンが国内で承認されてから副反応の発生状況等の治験を得るため、医療従事者への先行接種が始まっており、今後は 3 月に市内で約 8,000 人いる全医療従事者を対象とした接種が行われ、その後、国の示した接種順位に基づき約 4 万人となる 65 歳以上の方、約 4,500 人の基礎疾患のある方、

約 2,000 人の高齢者福祉施設等に從事される方、それから 16 歳以上となりますが、約 4 万 7,000 人のそれ以外の方という順で行われる予定となっております。

65 歳以上の方に対しては、4 月下旬より開始され、約 3 か月で接種を終える予定としておりますが、ワクチンの供給量によって開始の時期が変更となるおそれもあり、以降の予定にも影響することが見込まれております。

- 2 番（日名子敦子君） ファイザー製のワクチンを使用すること、3 週間を空けて 2 回の接種が必要だということ、また、ほかのワクチンと同様、副反応の発症が予想されるため本人の意思に基づく、そして、接種にかかる費用は全額国費で負担される。接種方法については、個別接種と集団接種というふうなことがあるようですが、別府市は個人接種の予定ということですね。事前の予約はインターネットまたは電話で、コールセンターを設ける。スケジュールについては、国の示した接種基準ということで、いろいろ理解できたと思います。

では、この専決処分予算の内訳によりますと、6 億 6,200 万円の予算総額のうち、その大部分が委託料となっておりますが、どのような業務を委託する予定なのでしょうか。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

委託料の内訳は、予防接種委託料と接種体制確保事業委託料の 2 つに分かれ、委託料 6 億 2,595 万円のうち予防接種委託料は 5 億 1,400 万円、接種体制確保事業委託料が 1 億 1,195 万円となっております。

予防接種委託料については、本市において新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用について、国から示された算定式を基に定めた基準額により算出された額となっております。

接種体制確保事業委託料については、別府市が実施するワクチン接種体制確保に必要な事業費となります。

本市では、別府市独自のコールセンターの設置や接種予約システムの構築運用、接種券や広報用チラシ等の印刷物等の印刷や梱包、発送、それからワクチン輸送に係る交通手配、医療機関のワクチン管理等の業務について委託する予定となっております。

- 2 番（日名子敦子君） 様々な準備が必要ということで委託料が発生しているということですが、報道によりますと、接種を受けるには接種券、クーポンが必要と聞いておりますが、予算上はどのようになっていますか。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

ワクチン接種に必要な接種券については、住民票住所へ個人ごとに接種券を送付いたします。65 歳以上の方への送付時期については、当初 4 月 1 日の接種開始を見込み 3 月下旬の発送を予定しておりましたが、予定が先送りになったため、発送は 4 月中旬以降となる見込みです。それ以外の方の接種券送付につきましても、未定となっております。

費用については、印刷委託業務として委託料に計上しております。

- 2 番（日名子敦子君） 国のワクチンの確保数も国民の 1%ほどということですし、なかなか予定どおりにはいかないのではないかと想像します。

では、市民の皆様はこのワクチンの別府市の接種方針、方法など広報に関する費用はどのように手当てされておりますか。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

市公式ホームページや市報を通じ、現在お知らせできる事項につきましては発信を行っております。公式ホームページや市報での広報が主なものとなりますが、必要に応じてテレビコマーシャルやチラシの各戸配布などを体制確保整備委託事業において行う予定であります。

接種券を接種対象の方へ送付する際は、接種に関する詳細な案内も同封する予定として

おります。

- 2番(日名子敦子君) 市の公式ホームページや市報だけでは、なかなか周知できないのではないかと思いますので、しっかり広報できるようにお願いしたいと思います。

では、この予算の中に、項目の中に会場等借上料というのが計上されていますが、これはどのように使用する予定ですか。

- 健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

接種方法については、先ほど述べましたとおり集団接種と個別接種の2つの方法があり、本市では、65歳以上の接種については個別接種を主として行う予定とお答えいたしました。ただし、接種施設の不足等により接種に支障を来すことが懸念される場合も考慮し、必要に応じた集団接種の実施も検討しております。その際、有料施設等の会場を借り上げる可能性も考慮し、集団接種会場用の会場借上料を計上しているものであります。

- 2番(日名子敦子君) 基本は医療機関での個別接種ということでしたが、集団接種も想定しているということです。そうなりますと、集団接種のシミュレーション、訓練も必要になってくるのではないかなと思いますが、では、万が一予防接種に関連する副反応が生じた場合の救済制度はどうなっていますか。

- 健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防することが期待されておりますが、副反応のリスクもあります。副反応は、一時的な発熱や接種部位の腫れ、痛みなどの数日以内の時間経過で収まるものが大半であり、アナフィラキシーショックのような重篤な副反応は、あるとしても極めてまれと考えられております。

予防接種後の副反応による健康被害につきましては、接種に係る過失の有無にかかわらず迅速に救済することとして、予防接種健康被害救済制度の対象となります。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、国が負担するものと聞いております。予算上は、現在のところは計上しておりません。

- 2番(日名子敦子君) アナフィラキシーショックのような重篤な副反応が発生しないことを願うばかりですが、とにかく別府市の接種方法・方針の周知を徹底していただきまして、スムーズな接種をお願いいたします。

- 13番(荒金卓雄君) 公明党会派を代表して、議案質疑をいたします。

初めには、今質問がありましたコロナワクチン接種に関してちょっと追加で伺いたいことを質問いたします。

いずれにしても、接種を受けるために必要なのが接種券ということで今説明がありました。これが対象者一人一人に郵送で届く、ここから出発するということですが、この接種券、例えば氏名、本人の名前がもう事前に印刷されているのかとか、2回受ける必要がありますが、その2回分が同時に届くのか、また、その接種券だけでいいのか。いわゆる本人証明みたいなものを持っていく必要があるのではないかと。この辺も含めて、郵送で届くということですから、その中にいろいろ説明の資料もあろうかと思いますが、今の点、接種券に関してお答えください。

- 健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

ワクチン接種に必要な接種券につきましては、住民票住所へ個人ごとに接種券を送付いたします。接種券には、本人の氏名が印字されており、1回目、2回目の接種券を1枚の用紙に印刷しております。接種の際には接種券と運転免許証や健康保険証などの本人確認書類が必要となります。接種券は、接種の際に接種会場にてお預かりしますが、接種券と同じ用紙に印刷されている予防接種済証は、接種の記録として御自身で保管していただくこととなっております。期間の定めは、今のところございません。

接種券発送の際には、接種の間診票と予約方法や接種会場などを案内するチラシも同封する予定としております。

接種券につきましては、市報3月号2ページ目にもサンプルを掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

- 13番（荒金卓雄君） 私も市報の3月号で早速ワクチン接種が始まりますという記事を見ました。それにも接種券の見本が印刷されておりますので、ぜひ市民の皆様もまずこちらに目を通して、どういう要領で受診、接種を受けるのか、これを確認させていただきたいと思っております。

もう1点ですね。これは、郵送はもちろん別府市に住民票がある方の住所を基に出すわけですが、住民票は別府市にあるけれども、勤務の都合で市外に、また、今度進学等で別府を離れるというような時期にもなります。また長期入院、また介護施設、こういうところに入っている方、またDV等で住民票のあるところには居住ができていない、こういう方には届くのがなかなか難しいと思っておりますが、そういう方に対する対応はどう考えていますか。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

原則住民票所在地の市町村において接種を行うこととしておりますが、単身赴任や入院などのやむを得ない事情がある場合は、住所地外での接種も可能となっております。その場合、対象者より事前に申請をいただき、市が発行する住所地外接種届出済証を持って居住市町村で接種予約をしてもらう予定です。申請方法は、窓口、コールセンター、インターネット等を使う予定としております。

- 13番（荒金卓雄君） この辺、実物が来てからでないと、なかなか実感が湧きにくいと思っておりますが、そのためにも、まず65歳以上の方に3月下旬から届き始めると、恐らくいろんな問合せが増えてくると思っております。それを受けるためのコールセンターを設けるということですが、その内容、事業内容はどういうふうになっていきますか。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

コールセンターにつきましては、先ほど述べましたとおり3月中旬での開設を今目標として準備を進めております。詳細については、今協議中でございますので、また改めてお知らせしたいと思います。

- 13番（荒金卓雄君） まだ様々未定の部分も多く残っております。また、今日の新聞報道で見ますと、これまではいわゆる医療従事者が優先ということでしたが、在宅介護事業者も条件付で優先接種、こういうようなのも厚労省がちょっと通知を出そうとしているというようなことがあって、日々方針が変化していきます。それをいかに市民の皆さんにお伝えするかということ、また、問合せがあったときに現時点で決定していることをきちっと分かりやすくお伝えしていく、この作業がまず大事なところだと思います。

私たち公明党のほうも、国の方針がなかなか未定の中で市町村、実施主体の市町村が苦労するという実情を様々御意見をいただきたいということ、今聞き取りをしたり、特に接種の記録システムですね、これ、誰がいつ、どこで1回目を受けた、2回目を受けた、こういう記録をするのが非常に重要になってくるわけですが、国のほうがそういうのに関しても御意見を伺いたいということで聞き取りを行っておりますので、ぜひ率直な意見を教えていただきたい、このように思います。

以上で、ワクチン接種は終了いたします。

続きまして、幼稚園の……（発言する者あり）

- いきいき健幸部長（猪股正彦君） すみません。先ほど議員が言われた接種券の発送ですが、市民の方もいろいろ不安で気にしていると思っておりますので、一応確認で言いますけれども、先ほど議員は「3月中旬」ということで言われていましたけれども、接種券の

発送は「4月中旬以降」と。それと、コールセンターの開設ですけれども、3月中旬をめどに開設しよう。そこには市民の方の問合せ、それと予約ですね、どこの病院で受けるという部分の予約、病院の予約もコールセンターで受けるような状況になっておりますので、以上、御報告としてお答えしております。

- 13番（荒金卓雄君） 要は私のほうは、市報の情報なりで「3月中旬・下旬」から発送が始まるというお尋ねをしたのですが、現時点での市の方針としては「4月中旬」から発送が始まりますということですね。はい、承知しました。ありがとうございます。

では、幼稚園の運営に関して教育委員会に伺います。

今回の補正予算で追加経費ということでICT環境の整備委託料というのが780万上がっております。14園あるわけですが、大まか各幼稚園当たりの交付額、また具体的にはどういう設備、どういう工事がされるのか、これをお尋ねします。

- 教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

今回整備するタブレット端末の数が違いますので、1園当たり約45万円から62万円となります。そのうち4分の3が国からの補助となります。

今回の整備事業では、各幼稚園ネットワーク環境整備として市立幼稚園14園の職員室に無線でのネットワークができる環境を整備いたします。また、各園には教員が使用するために学級数に応じてアイパッドを1台から3台整備いたします。

- 13番（荒金卓雄君） 私はこの補正予算を見たときに、前年から小学校、中学校に関してはGIGAスクール構想ということで国が全面的にバックアップして前倒し的に環境整備、またタブレットの配布というのを進めてきて、それがいよいよ幼稚園にもかなという、ちょっと思ったところがあったのですが、聞き取りの中で大まかちょっと違うということですが、幼稚園で具体的にタブレットですとか、ICT環境を利用してどういう活用を考えているのか教えてください。

- 教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算で、幼稚園のICT環境整備支援として14億円の予算が成立いたしました。国の定める内容としましては、事務処理等の園務の効率化をはじめオンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、新しい日常に対応するためのICT環境を支援するとしております。

- 13番（荒金卓雄君） 新しい日常に対応するためのということが主なようですが、もう一つ、今回市長の提案理由の中で別府市の今後の教育の一つの考え方として、就学前の子どもたちに、より質の高い教育を提供するということをおっしゃってございました。そういう分野でも、この幼稚園のICT環境の活用というのは考えているのか。そこはどうですか。

- 教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

発表会での練習を撮影し、園児と一緒に見て次の練習に生かす、園児の体験をさらに豊かにするための活用や、園児の日常の活動を撮影し、研修時にその子どもに応じた対応はどうすればいいのかを話し合うための資料としての活用、保育園やこども園など幼児教育施設同士の連携のためのオンラインでの活用等を考えております。

- 13番（荒金卓雄君） 承知しました。早くから慣れておくという上でも私は必要なことだと思いますので、うまく活用していただきたいと思います。

では、次に議案第18号ですね。別府市職員の退職管理に関する条例の制定について伺います。

これは、もう昨年からの水道局に絡む不祥事の上で、退職者の再就職をもっとしっかり把握するべきだということから出たところだと思いますが、まず、本条例は市長部局、教育委員会、上下水道局など、いわゆる別府市の全ての部署に該当することになるのかど

うか。いかがですか。

○職員課長（新貝 仁君） 答えいたします。

本条例は、市長部局、教育委員会、上下水道局、消防を含め別府市の全ての部署が対象となるものでございます。

○13番（荒金卓雄君） えてして、こういう厳しい面を持つ条例は、努力目標といいますか、そういうのになりがちではないかと思うのですが、はっきりした強制力を含ませているのかどうか。そこはどうですか。

○職員課長（新貝 仁君） 答えいたします。

本条例で定めようとしています規制ですけれども、まず条例第2条の働きかけの規制につきましては、地方公務員法でもともと既に定められています職員の働きかけの規制と同じく、違反した場合、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が適用されるものでございます。

また、条例第3条に定めております再就職先の届出義務につきましては、違反した場合、同条例第4条に定めます10万円以下の過料が適用されることとなりますので、いずれも強制力を持った内容となっております。

○13番（荒金卓雄君） また、この条文の中にあります「再就職者のうち」、どういう人々という書き方になっていますが、まず、この大前提の再就職者とはどういう人を指しますか。

○職員課長（新貝 仁君） 答えいたします。

条例第2条に書かれております再就職者というものはどういうものかということですが、離職後に営利企業等に就職した者を再就職者というふうに指します。これについて、定年退職して再就職したというような場合だけでなく、定年を待たずに退職し再就職した場合、それから定年退職後再任用され、その離職後に再就職した場合も含めて本条例の対象となるものでございます。

○13番（荒金卓雄君） 一度定年退職して、再任用された後の再就職にも該当するということですね。

では、もう1点ですね。役職名として部長または課長の職に相当する職、また、別の条では管理または監督の地位にある職員の職に就いていた者と、そういう言い方ですが、いわゆる別府市の通常課長さん、部長さん、参事とかいろいろ呼び方がありますが、そういう位置では、どういう職の人が該当するというのでしょうか。

○職員課長（新貝 仁君） 答えいたします。

第2条の働きかけの規制、第3条の再就職先の届出義務を含めまして、いずれも制定後は課長級以上経験者が対象になってまいります。

○13番（荒金卓雄君） では、次に、第2条にあります働き方の規制というのがありますが、契約等事務に関し職務上の行為を要求または依頼してはならないとなっていますが、もっと具体的にちょっと説明をお願いいたします。

○職員課長（新貝 仁君） 答えいたします。

第2条に定めます職務上の行為といたしまして、別府市が行う売買、賃借、請負、その他の契約や許認可、その他の処分が含まれております。このような契約や処分につきまして、再就職先が有利になったり処分が軽くなったりするような便宜を図るよう、働きかけをしてはならないというような内容となっております。

○13番（荒金卓雄君） 第3条で再就職先の提出、届出というのがありますが、その届出先が任命権者となっておりますが、もっと具体的に、どなたに相当しますか。

○職員課長（新貝 仁君） 答えいたします。

任命権者でございますけれども、市長部局につきましては市長、教育委員会は教育長、

上下水道局は上下水道企業管理者、消防は消防長が任命権者となっております、各任命権者に届出をするということになります。

○13番（荒金卓雄君） 同じく第3条で、その届出を速やかに届け出ることとなっておりますが、これは具体的な期限を定めることにはなりませんか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えします。

これにつきましては、具体的に期限を定めているものではございませんが、再就職後、当然速やかな届出を求めるということと同時に、再就職状況の公表も行うようにしております、それを適切にこちらのほうとしても確認をしてみたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） もう1点ですね。この届出、再就職先の届出を大分県はホームページ上で退職者の再就職先状況という形で公表を行っています。この条例を制定したことによって、別府市はどう考えていますか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えいたします。

退職者の再就職状況の公表につきましては、県内では大分県、それから大分市などが国家公務員に準じた形で公表を行っております。

私どもとしまして、大分県や大分市と同様に再就職状況の公表を要綱で定めまして行ってまいりたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） 一番大事なのは、職員の皆さんが自覚を持ってということが大前提なわけですが、今回この条例が定まったことによって改めて職員の皆さんへの研修・教育を設けることが重要と思いますが、その点はいかがですか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えいたします。

本条例、及びもともと地方公務員法に定められた規制につきましては、改めて職員に周知しますとともに、職員研修でも取り上げてまいりたいと思っております。

○13番（荒金卓雄君） では、次の質問に移ります。議第23号別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について伺います。

今回、別府市でこの条例を制定するようになった理由及び背景について、まず説明をお願いします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

成年後見制度は、平成12年の介護保険制度とともにスタートしましたがけれども、全国的に制度が知られていないことによる利用状況の低さや、本人の意思が尊重されないなどの課題を踏まえ、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。こうした国の動きから、地域の実情に応じた施策の策定が全国で行われ、別府市におきましても、昨年度から制度の周知や市民後見セミナーや市民後見人養成講座の開催、また別府市成年後見制度利用支援体制検討委員会の開催など、高齢者や障がい者のある方を取り巻く関係機関等による地域連携ネットワーク構築に向けた取組を重ねてきたところでございます。

今回の条例の制定につきましては、成年後見制度の利用促進の基本理念を定め、また市の責務を明らかにすることで、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としまして、本条例を制定しようとするものでございます。

○13番（荒金卓雄君） 私も時々やはりこの成年後見制度の利用ということでお尋ね、相談を受けることがあります。具体的に別府市として把握していますこの制度の利用者数また相談者数、これはどのくらい件数がありますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

令和2年9月末時点で別府市での成年後見制度の利用者数は、372人いらっしゃいます。令和2年度の相談者数では、これは市と地域包括支援センター及び別府市社会福祉協議会を合わせまして、令和2年12月時点実績でございますけれども、およそ100件程度でござ

ざいます。

なお、市を通して制度利用申請に至った案件、いわゆる市長申立件数につきましては、高齢者福祉課分におきまして、平成30年は8件、令和元年度6件、令和2年度12件となっております。

- 13番（荒金卓雄君） 相談者数は、やはりほどほどであろうかと思えます。また、現時点での利用者が372人、これは1回受け付けたらそれで終了というわけではもちろんないわけですね。ある意味ずっとお世話を続けていく、抱え続けていく。それが解消するというか、減るのは、言い方は悪いですが、お亡くなりになる時点になろうかと思えます。ですから、この数は私は非常に大きいと思っています。

そして、今後、そういう市民の皆さんの中に相談、成年後見制度を利用しようという需要がどのくらいあるのかというようなのをきちっとまず把握することが重要と思えますが、その取組はどのようなふうを考えていますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

取組といたしましては、成年後見制度利用のニーズ調査を行います。今年度は事業所を対象とした調査を現在行っているところをごさしまして、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等合わせましておよそ250件を対象として実施しているところをごさします。調査の内容は、制度の認知度、相談対応の状況、ニーズ状況の実態や制度への期待等について調査を行っております。

令和3年度につきましては、市民800人程度を対象とした調査を行う予定です。調査内容は、制度の認知度、制度利用の希望の有無やその理由、また困り事の把握等具体的に調査していきたいと考えております。調査結果につきましては、令和3年度策定予定の別府市成年後見制度利用促進基本計画に反映させていく予定でござります。

- 13番（荒金卓雄君） では、ちょっと質問を1つはしよりますが、今おっしゃった利用促進基本計画、またそれを恐らく審議するであろう利用促進審議会の設置、これが条例でうたわれておりますが、その時期はいつ頃と予定していますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

審議会の設置は、令和3年4月を予定しております。委員は、医療や福祉の関係者、弁護士等の専門職、学識者、民生委員及び行政職員等で構成され、審議会を4回程度開催した後、令和3年12月に利用促進基本計画を策定する予定でござります。認知症や障がい者等の支援を必要とする方々が、地域で安心して暮らすことができるよう制度利用を目指し、計画を策定していきたいと考えております。

- 13番（荒金卓雄君） 終了します。ありがとうございました。

- 10番（森山義治君） それでは、早速質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について質問をいたします。

令和3年1月28日、市長専決処分6,620万円について、今回の補正額1億1,800万円の事業内容についてであります。先ほどの答弁内容をお聞きし、重複した部分を除きまして、数点のみ質問をさせていただきます。

別府市におきましては、65歳以上の接種が遅れるようでありまして、3月頃から接種券の用意をしながら、その後4月中旬に送付するというようなことで、さらに詳しいことが決定次第情報公開すると、先ほどの答弁で分かりました。しかし、市民はこのワクチン接種について不安や興味を持っている方など様々なようであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、別府市内で接種の受入れ可能な医療機関で病院や診療所の数は全部で何か所ぐらいあるのでしょうか。お尋ねします。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

高齢者インフルエンザワクチン予防接種受託医療機関が、病院で25か所、診療所73か

所のおよそ100か所ございますので、今回のワクチン接種におきましても、同数程度が接種会場となっただけであればと考えております。

- 10番（森山義治君） 次に、令和3年3月2日に新型コロナウイルスワクチンの先行接種を実施しております医療機関に設置した超低温の冷凍庫が故障し、保管していた約1,000回分のワクチンが使えなくなってワクチンを廃棄処分したことが、3月2日に報道されておりました。このような冷凍庫や医療用の冷蔵庫の故障を考えますと、医師会に予備を用意しておくなどの対応も必要ではないかと考えますので、議論の一つにさせていただきたいと思えます。

次に、接種会場についてであります。個人個人に接種券を作成し、院内が混雑しないように順番で接種体制を整えていても、自家用車の駐車場の混雑や院内でのスリッパ不足などが考えられます。

そこで、駐車場での交通整理員の新たな雇用、また病院や診療所での必要なスリッパなどの備品購入費は、この補正額の中に含まれているのでしょうか。お尋ねします。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

今回のワクチン接種に要する経費については、接種並びに接種の実施体制の構築等に必要な全ての費用は、国の負担でなされることとなっております。ただし、個別接種の医療機関におきましては、無理なく接種を受入れていただける人数の接種をお願いしておりますので、議員御指摘の部分の備品購入費等は、現在のところ想定されておりません。しかし、詳細については未定の部分も多く、今後医師会との協議等を通じて考えてまいりたいと思えます。

- 10番（森山義治君） ありがとうございます。交通整理員の新たな雇用についても補正額には今のところどうなるか分からぬ、そのように理解をしました。

また、それぞれ病院、診療所の駐車場面積にもよると思いますが、例えば内成や東山地区、また天間地区など過疎地から住民同士での予約が考えられますし、2回もワクチン接種に行かなければなりません。その場合の移動手段、また病院駐車場で順番待ちの待機などにも活用できます小型の貸切りバスや乗り合いタクシーの活用も考えられますので、そのようなことも一度検討していただきたいと思います。

次に、このワクチン接種を自ら拒否する方もいることが考えられますが、そのような方を含めて接種率を上げるための広報・周知をどのようにお考えでしょうか。再度ちょっとお尋ねいたします。

- 健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンなどほかのワクチン接種と同様、副反応の発生が予測されているため、接種は本人の意思に基づくものとしております。接種の判断をしていただくために、接種によって得られるメリットとリスクについて、しっかりと情報発信していく必要があると考えております。

先ほど答弁しましたとおり、広報につきましては、市公式ホームページ、市報を通じ、現在お知らせできる事項につきまして発信を行っているところであります。今後もホームページ、市報での広報が主なものとなりますが、必要に応じてテレビコマーシャルやチラシ等の各戸配布などを検討してまいりたいと思えます。接種券を接種対象の方へ送付する際は、接種に関する詳細な案内も同封する予定としております。

- 10番（森山義治君） ワクチン接種は、一人でも多くの方に接種していただくことが基本であると私は思っております。そこで、老人ホームや障がい者施設などに入所の方には、診療所の医師や看護師さんが出向いてワクチン接種に訪問するようになると思えますけれども、各施設に出向いて接種していただけることは、入所者にとりましては大変ありがたいことだと察します。

最後のこの質問でございますけれども、接種の予約をしていた方が都合が悪くて、当日キャンセルした場合、予約を再度すれば、この予算内では接種できるのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

質問におかれましては、議員お見込みのとおりでございます。ただし今回のワクチンは、マイナス75度の冷凍庫から取り出すと5日間以内に使用しなければならないとされており、ワクチン1瓶から5人分のワクチンの接種が可能とされておりますので、各接種会場では5人単位で予約を受け付けてまいりたいと考えております。貴重なワクチンに余剰が発生することないように努めてまいりたいと考えております。

余剰分の取扱いにつきましては、国からまた後日お知らせがある予定となっておりますが、現時点ではやむを得ない事情がない限りは予約された日時での接種をお願いしたいと考えております。

○10番（森山義治君） 詳しく説明をしていただきまして、ありがとうございました。

健康づくり推進課の職員をはじめ今回のワクチン接種に係る各担当者の方はとても大変でしょうけれども、市民が安心感を持っていただくためにも、特に広報に気を配っていただきますようお願いをいたしまして、このワクチン接種について終わります。

次に、事業番号0551小学校の運営に要する経費の追加額と、事業番号0563中学校の運営に要する経費の追加額についてですが、今回の補正予算から見ますと、同じ内容であると考えますので、一括して質問をさせていただきます。

3月に入りまして、全国的に新型コロナウイルス感染症が完全に収束しない中で、子どもたちにおける感染症対策を強化することは、最も重要な政策であると考えております。そこで、この2つの事業概要についてまずお尋ねをいたします。

○次長兼教育政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

国の令和2年度第3次補正予算による新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用し実施する事業です。学校の感染症対策等を徹底しながらコロナ禍に対応するため、教職員の資質の向上を図りつつ学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を、国が緊急的な措置として支援するものです。

対象となる経費は、学校における感染症対策を図る保健衛生用品の購入費や消毒作業の外注経費、コロナ対策に資する教職員の研修等に必要な経費となっております。国庫補助率は2分の1、学校規模により上限額が定められております。

○10番（森山義治君） 保健衛生用品や消毒作業の外注経費、また教職員の研修費ということで理解をいたしました。

また、感染症対策に必要な保健衛生用品等の購入につきましては、令和2年度の6月の補正予算で学校再開に伴う感染症対策や学習保障等に係る消耗品や備品などを購入して、一定程度整備ができていないかと思っておりますけれども、今後どのようなものを購入する予定でしょうか。また、購入する物品はどのように決定しているのでしょうか。お尋ねします。

○次長兼教育政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大、長期化に備えるために、各学校に十分な感染症対策に必要な消耗品の備蓄や備品の整備が必要だというふうに考えております。まだ国から補助対象となる経費等の決定は示されておきませんが、各学校の要望・意見を踏まえ、補助の対象物品であるかどうか精査をした上で購入整備を進めたいと考えております。

○10番（森山義治君） 国から保健衛生用品以外の補助となる経費等の決定については、まだ示されていないということで理解をいたしました。

次に、事業番号0589幼稚園の保健衛生に要する経費の追加額について、事業内容を教

えてください。

- 次長兼スポーツ健康課長（杉原 勉君） お答えいたします。

先ほど教育政策課長から説明がありました小学校及び中学校の運営に要する経費と同様、幼稚園におきましても感染症対策をしっかりと行いながら、園児を健やかに育むことができる環境を整備する事業でございます。

対象経費は既に決まっております、消毒液やペーパータオルなどの保健衛生用品の購入費となっております。国庫補助率は2分の1、また園児の定員数を基に交付金額が定められております。

- 10番（森山義治君） ありがとうございます。小学校、中学校の運営に要する経費と同じ新型コロナウイルス感染症対策費用と理解をいたしました。

次に、通常の発注業務に加えて新型コロナウイルス感染症対策に関する保健衛生用品や学習保障に関する備品等の発注など、教育政策課も業務増加で大変だと思いますけれども、幼稚園、小学校、中学校の意見・要望をよくお聞きして、本当に必要な用品の購入をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

- 教育部長（稲尾 隆君） お答えいたします。

昨年6月補正予算で計上した学校再開に伴う感染症対策及び学習保障に係る経費につきましては、各学校長からの必要な物品の要請を市教委で集約して、今、議員御指摘のとおり保健衛生用品であるとか、あるいは密を避けるための換気対策備品、それから学習支援を行うための必要な物品を市教委の担当者が大量な物品調達を行っているところであります。

今回の国の予算措置では、これまでに一定程度そういった物品は整備されたということを理由に、配分上限額が減額されておりますけれども、前回の学校再開支援と同様に、今後も引き続き学校教育活動が円滑に継続できるように必要な支援を行っていきたいというふうに思いますので、学校長と十分なコミュニケーションを図って、学校現場の声をしっかりと聞いて予算の適正な執行に努めていきたいというふうに考えております。

- 10番（森山義治君） ありがとうございます。部長の答弁をお聞きしまして、大変安心したところでございます。

時間が大変余り過ぎましたけれども、これで私の予算質疑を終わります。ありがとうございました。

- 3番（美馬恭子君） 日本共産党議員団を代表しまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、市長提案理由に関してです。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、全国に先駆けて雇用を守る取組や別府市独自の緊急対策特別資金、利子補給制度など多くの支援対策を実施されてきたことに関しては、私たちが高く評価させていただきました。別府エール食うぽん券や湯ごもりエール券、みんなにエール券などは、少しでも別府の経済を活気づけるための政策だというように理解しております。

そこで、令和2年度に実施した事業者支援の内容について、件数や交付額などを交えていただければと思います。

- 産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

令和2年度の事業者支援でございますけれども、補助事業といたしまして、賃料等補助1,285件、交付額は約3億2,570万円、創業者向け持続化給付金42件、交付額約1,230万円、利子補給235件、約3,900万円、感染症予防対策補助金、これは2回に分けて行いましたけれども、合計しまして809件、交付額は約7,730万円、事業継続支援金は270店舗に対しまして約7,560万円。クーポン券事業につきましては、これは2回ですね、別府エール

食うばん券と別府みんなにエール券ですけれども、合計しまして、冊数で約 23 万 5,000 冊、販売額は 15 億 3,000 万円となっております。

○3 番（美馬恭子君） それでは、現在継続している事業者支援の内容について教えてください。

○産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

現在も継続中の事業といたしましては、みんなにエール券事業、特別資金利子補給金事業、セーフティーネット保証の認定を実施しております。

○3 番（美馬恭子君） コロナ禍の中、1 年以上の我慢を続けることは本当に大変なことだったと思います。別府のまちからはラグビーワールドカップの頃のようなにぎわいが消え去り、ホテルの明かりも消えました。街行く人の姿もありません。商店街は何とか頑張っていますが、やはり苦しいという声を多く聞きます。休業を余儀なくされたお店、閉店してしまったお店、本当にコロナがもたらしたものは、コロナが収束したからといってすぐに復活できるものではないということを実感しています。

市長は、提案理由の中で、「令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組んだ上で、同時に中長期的な視点でアフターコロナを見据えた政策にも着手していきます」と述べられました。いま一度、市長が令和 3 年度にかけるお気持ちがありましたら、お伝え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

市長提案理由の中でも私の所信を申し上げましたけれども、今、議員言われるように、本当に今が大変厳しいまだ状況にある中小企業者の皆さん、また市民の皆さんがいらっしやると思います。そういう皆さん方に対してこれからどういうふうな対策が打てるのか、もう機を逃さずにできることは瞬時に判断をして、すぐに対策を講じる手立てをしっかりとやっていきたいというふうに思っていますし、それが前提でありますけれども、国の G o T o キャンペーン等々、別府市においては G o T o 商店街なんかも、もう間もなく解消がされるのではないかとこのようにおりますし、そういった感染症予防対策をしっかりとした上で経済をしっかりとこれからも回していく、このやはり両方がやはり必要だというふうに思いますので、ちゅうちょなくそういった機を逃さずにやっていける、その体制をこれからも全庁体制で構築していきたいというふうに思っております。

とにかくしっかりと、まだまだ予断を許さない状況でありますので、取組を加速させていきたいというふうに思っているところでございます。

○3 番（美馬恭子君） 市長のお言葉をしっかりと胸に刻んで、私たちもできる限りのことは応援してまいりたいし、また何かありましたら、意見も出していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

引き続きまして、議第 1 号、そして 36 号の新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきたいと思っておりますけれども、先輩議員の方々が多く質問されておりますので、その中で私としまして少しお聞きしたいところ 1 点、2 点お願いしたいというふうに思っています。

予定は未定ではっきりしないと、国のほうもなかなか、毎日ニュースで変わってくるのではっきり分からないということでしたけれども、基礎疾患がある人への対応といたしまして、4,500 名程度を一般の方の前に前倒しという形で実施されるということですので、この対応はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

現時点では高血圧や心臓病、糖尿病など慢性の持病や、身長と体重から算出される BMI、この数値が 30 以上となる方が基礎疾患のある方となり、その方については、接種医が予診時に予診票の記載で確認することとなっております。

○3番（美馬恭子君） 基礎疾患に関しては、自己申告ということになっていますが、なかなかこれをはっきり自己申告できない人もいますので、そこら辺は医療関係の方としっかりお話をされて、別府市として対応をしていただきたいというふうに思っています。

医療従事者の先行接種に関しては、3月中に2回までが終了予定ということで、3月中には先行は終わります。そのほかの医療従事者の優先接種に関しては、一応の予定で、まだはっきりどの程度の数が大分県に入ってくるのかも未定ですし、その点を考慮すれば、別府市としては個別接種の協力を依頼できる医療施設100箇所程度を考えているということでしたけれども、医院やクリニックなどの小規模な施設では、なかなか重なった場合厳しいのではないかとこのように思っています。

今後、基礎疾患のある方への接種に関しても引き続いていきますし、このような場合、集団接種の場所をまだきちっと選定をされていないようではございますけれども、ぜひきちっと考えていただいて、接種券、送っていただきたいなというふうに思っています。混乱を来さないように、今までの議員の方々もおっしゃっていたようにしっかり広報していただきたい。

テレビでCMを流すということもありましたけれども、ラジオですね、車を運転しながら聞いている方も多と思いますので、あらゆる形で広報をしっかりと流していただいて、85%以上の方がしっかりとワクチンが打てるような形で別府市も頑張りたいというふうに思っています。

以上でこの項は終わりました、次の項に行きたいと思っております。

すみません、幼稚園の運営に要する経費の追加額に関しては、先ほど荒金議員も聞いていらっしやいましたので、その点で私も理解できましたので、この点に関しましては、質問は控えさせていただきます。

続きまして、成年後見制度に関する質問をお願いいたします。

成年後見制度、これは随分前から声には上がっていますし、また病院の中、施設の中で後見する人が徐々に増えていっているというのも、私も見聞きしております。そんな中でなかなか後見制度を担っていくためにも、病院や施設の中で業務が負担になって、これ以上後見することができないというようなことに立ち入っていますので、そんな中できちっとした制度ができて、そして行く行くは後見制度が広く広がっていくことを願っています。

そんな中で、別府市の成年後見支援センターが、今年の12月1日に設置されていますけれども、この中で今後成年後見制度が広がっていくためにどのようなことをされていくのか教えていただきたいと思っております。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えします。

先ほどの13番議員様の御質問にちょっと重複するのでございますけれども、条例制定後につきましては、別府市における成年後見制度の利用の促進に関しまして、別府市成年後見制度利用促進基本計画を令和3年度内に策定していく予定でございます。その基本計画の策定にのっとりニーズ調査を行いながら、市の特性や現状に即した計画の策定を今後進めていきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 核家族が中心となってきています。大変重要な制度だというふうに思います。認知症ばかりではなく、今独りで暮らしている孤独という、大臣ができましたけれども、孤立・孤独という形で多くの人たちが悩んでいることもあります。そんな中でこの成年後見制度は、大変有意義な制度になってくるというふうに思っています。今回の条例制定に伴って少しでも市民や、そしてほかの方々にはっきり分かるような形として広報していただきたいですし、また不安がないようにしていただきたいなというふうに思います。市との連携強化のためにもある程度的人员は必要となってくるものだと思いますので、その点もぜひ考慮していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、最後になりますけれども、別府市職員の退職管理に関する条例の制定。これ、条例は多分地方公務員法の上に乗っかってくるものだと思うのですけれども、この条例を制定しようとした理由を教えてくださいと思います。

○職員課長（新貝 仁君） お答えいたします。

本条例を制定しようとする理由でございますが、別府市職員の退職管理につきまして、職務の公正な執行、それから市民の信頼を確保する観点から、地方公務員法の規定に基づき制定しようとするものでございます。

○3番（美馬恭子君） 今回、元上下水道局の職員の贈収賄事件が頭をかすめるのですけれども、この条例の制定とは何か関係があるのでしょうか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えいたします。

今回の贈収賄事件につきましては、元上下水道職員が現役職員であった期間に利害関係者との不適切な関係を深め、便宜を図った上、現金を受け取ったものと報道されております。本条例につきましては、課長級以上の職員の離職後の働きかけや再就職先の届出などの、いわゆる退職管理というものを強化する内容となっておりますのでございますけれども、こういった規制を定めることによりまして、退職後の就職先も把握されるということでございますので、離職後はもとより、現役職員が利害関係者との不適切な関係を深めるというようなことを抑止する効果があるのではないかと考えております。

○3番（美馬恭子君） 条例制定に関しては、公務員になる方々、そして公務員でいらっしゃる方々には随分重い制度であるとは思いますが、公務員になり、国家公務員になり、地方公務員になった場合には、やはりきちっと職務規程、服務規程というものが出てきますので、その上に、乗っかってしっかりと皆さんに周知徹底していただければというふうに思います。

○23番（泉 武弘君） 若干おさらいになるかも分かりませんが、もし間違っていれば訂正をしてください。

このワクチン接種の流れですが、整理してきましたけれども、ワクチン接種を希望する人は、原則として住民票を登録している自治体で受ける、これが1点目ですね。単身赴任をしている人や入院をしている人などは、例外的にそのほかの自治体でも受けられる、これが第1点目だと思うんです。間違っていれば、後で訂正してくださいね。

それから、ワクチン接種券。今回、課長が説明の中で「クーポン券」という表現を使わなかったのは大変いいと思います。やはり「予約接種券」というのが、私は市民に分かりやすいと思っていますから、できれば今後文章表示をするときに「ワクチン予約接種券」というような表示のほうがいいのかなという気がします。これは、僕は非常にいい表現だと思いました。

それから2点目に、この予約接種券を受けた後、接種券を所持した人は電話などで予約をします、こうなっています。その予約の仕方は、先ほどコールセンターをつくりますよ、こういうことの説明がありました。恐らくそういうことでコールセンターが予約を受ける、こういうことになろうと思うのですね。

そこで、では接種をどこでするのかということになろうと思いますが、その説明は、開業医等100施設で行うというふうな説明があったというふうに私は理解しています。

それから、接種券を持って接種会場に行ったときにどうしても必要になるのが、本人を証明する運転免許証等の本人だと確認できる何らかのものが必要だというふうなことだろうと思っています。

それから、接種会場に行きますと、まず問診票の作成があります。それで問診票等でアレルギー等の適応、また現在の基礎疾患等のいろいろ問診があります。そして、それで接種可能ということになれば接種会場で受ける、こういうことに流れがなろうと思います。

さらに、接種を受けて帰れるわけではありません。経過措置として15分程度その接種を受けた場所で経過措置を見なければいけません。こういう流れになろうと思いますが、今私が申し上げたことの中で間違い点があったら訂正してください。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったとおりで、間違いはございません。

○23番（泉 武弘君） これから先、市長、副市長にぜひとも聞いていただきたいのですね。今回、ワクチン接種をなぜするののか。これは集団免疫体制をつくるということなのです。多くのワクチン接種者がいることによって集団免疫体制をつくるというのが、今回の実は狙いなのです。

ところが、市長ね、つい先日、ワクチン接種後でくも膜下出血と見られる女性の死亡がありましたね。これはまだ因果関係が特定できていないから、ワクチン接種が呼び水になってくも膜下を誘発したのか、それとも接種とは関係なく、くも膜下で亡くなったのかというのは、今後の解明を待たなければいけません。多くの国民の中に、本当にワクチン接種の後遺症というものは大丈夫かなという不安があることは、否めない事実なのです。

私は体操教室を2つやっていますが、そこにお見えになっている方々に実はお聞きしたのです、市長ね。ワクチン接種について現時点で決まっている人はと聞きましたら、半分しか決まっていないのです。どうしてですかという問いかけに対して、実はワクチンがどういうものなのか、接種後の副反応はどういうことが起きるのが実はまだ分かっていないのだ、こういう御意見が多かったのです。だから、政府がやろうとしている集団免疫をつくるというものと、国民の実際に接種を受ける不安というとの間に大きな開きがあるなということ、実は感じたのですよ。

そこで、市長ね、これは今後接種券を市民にお届けしますね。その際に絶対欠かせないもの、これが市長、1つある。それは、ワクチンとはどういうものなのか、ワクチンの効果というものはどういうことなのか、ワクチンの効果の持続期間はどのくらいなのか、それからワクチンの接種会場はどうするのか、先ほど議論がありました、ワクチンで重い障がい等を背負った場合の保障はどうなるのかというようなものを、市長ね、この接種券と同時に入れ込んで郵送しなければいけないのではないかというふうに私は思っているのですよ。この点、市長はどう考えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、これは多くの市民・国民の皆さんは不安に思っていると思います。最終的にはこれを接種するかどうかというのは、それぞれの判断によることだと思いますが、その前提条件としては、このワクチンがいかなるものか、どういった効果があるのか、今、議員が御指摘のような内容をしっかりと情報提供して、それを把握した上で御本人がどういう決断をするかということにかかっていると思います。

言われたように、今まだ不確定な要素がたくさんありますけれども、私どもは自分たちの意見というよりも、やはり国、厚生労働省をはじめ関係機関が公的に出している資料を基にこういう効果がありますと。主に主反応・副反応がありますけれども、副反応の割には主反応、いわゆる抗体を持つことができる確率が非常に高いというような、こういった既成の事実をしっかりと市民の皆さん方にお示しをするために、やがて4月の中旬以降になると思いますが、ワクチン接種券、その接種券の同封をするような形でその場で、その状況の中で、その時点で知り得る状況を、情報を全て市民の皆さん方にお知らせする資料も同封をさせていただいてお送りをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 答弁のとおりなのですね。あえて国を批判させていただくならば、情報開示が遅れている。それから、手順が二転三転することによって地方自治体に混乱を

来している。これはもう否めない事実だと思うのですね。そういうことからして、今回の接種で一番問題は何か。もう明確に申し上げます。今まで人間に使ったことがない遺伝子ワクチンというものを初めて人間に接種をするということの問題点なのです。

それで、医療従事者を中心に現在接種が進んでいます。では、この医療従事者の皆さんの接種後の副反応が、次に接種をする高齢者の参考になるかといいますと、一部しか参考になりません。それはどういう理由かといいますと、医療従事者は健康で現在働いている人が対象なのです。ところが、次に接種をする人たちは65歳以上の高齢者が対象になるのですよ。そうやってきますと、医療従事者の接種結果をもって安全ということにはならないと思うのです。やっぱりそういう、市長ね、今回の遺伝子ワクチン接種の非常に実は危惧される場所なのです。

そして、多くの方がこのアレルギー反応の厳しさを指摘しますが、実は私は専門外の人間ですから、多くの知識を持ち合わせておりませんが、調べていく中にこういうのがあります。抗体依存症感染増強、これはADEといいます、発生する可能性も指摘されています。この抗体依存症感染増強というのはどういうことなのか。本来ウイルスなどから体を守るはずの抗体が、免疫細胞などへの感染を促進、その後、ウイルスに感染した免疫細胞が暴走し、症状を悪化させた事例も見つかっている。これは簡単に言いますと、抗体をつくるために接種した免疫が、免疫ができて暴走してほかの免疫を傷つけてしまった。こういう事例が、市長、ネットで検索したら実は出てきているのです。

それで、先ほど美馬議員が80%ぐらいの接種をというお考えを言われました。市長は、それと違った判断をされました。これは自主判断ですよ、自己決定ですよと言いました。これは、市長の考えのほうが私は正当性があると思います。今回のものについては、情報提供はしますけれども、国民の皆さん、皆さんの判断で接種してくださいよという法律の立てつけになっているのです。

そこで、多くの時間を割こうと思いません。「安全だ、安全だ」という触れ込みでこれまでどういう薬禍、いわゆる薬による薬害があったのか、ワクチン被害があったのかというのを見てみますと、こういうのが市長、あったのです。思い出してくださいね。

サリドマイド、いまだにこのサリドマイドによる後遺症で悲しんでいるか苦しんでいる方がいます。

またスモン、スモンですね。下肢の麻痺や視力障がいなどの末梢神経被害が多発して、70年に整腸剤キノホルムが原因とされるまでは、ウイルスによる伝染病と疑われ、多数の自殺者も出たというスモンという実は薬禍の問題があった。

さらに薬害エイズですね。薬害エイズでも多くの薬禍が出ています。

それから、我々が絶対忘れてはいけないのは、子宮頸がんワクチンです。厚労省が、子宮頸がんワクチンを6年生から中学校2年まで接種してください、子宮頸がんが圧倒的に軽減されるのですよと言って推奨しました。接種したときに、対象者が70%接種したのです。わずか2か月後にこの子宮頸がんワクチンの後遺症が続発しました。政府は、2か月後にこの推奨をやめてしまった。それで、今なおこの子宮頸がんワクチンで苦しんでいる人が全国にたくさんいらっしゃるということなのです。

ところが、市長、この面ばかり見ていると、ちょっと……、どう言ったらいいかな、一方的な見方になると思うのです。では、子宮頸がんというものによって亡くなっている人が、今どのくらい年間いるのだろう。3,000名を超えています。子宮頸がんにかかる方が1万1,000人を超えています。

では、ワクチンを打つのがいいのか、打たないのがいいのかという議論がそこに生まれてくるのですが、やっぱりまとめますと、情報の提供ですね。市民の皆さんがなるほど今回のワクチンというのは、こういう問題点があって、こういうことが懸念されるのだ、こ

ういう根拠があるのだということ判断できる情報提示は、この事業を推進している別府市においても問われることだと思います。これだけひとつ市長、絶対間違えないようにお願いします。

それから、もう1点ね。開業医等で接種をしてもらう、そのときにどういう問題が、市長、現場で起きるか。これはある開業医から相談を受けたのですが、開業している人たちは、一般外来の患者数を中心に看護師、医者、事務員を配置しています。そこに新たにワクチン接種が一気に来ますと、その医療スタッフでは賄い切れないのですよ、賄い切れない。これは賄い切れないというのは、接種が進まないということになるのですね。

そこで、市長、これは提案ですよ。緊急雇用でまた市は新たに雇用創出を目指しているように聞いています。この緊急雇用で確保しようとしている人材を、民間開業医が必要とする受付、案内、それから経過措置を見る場所の管理とか、こういうところに回すことができないのだろうか。なぜそういうことを言うかといいますと、もう既に3月の今日は4日ですよ。4月の頭に郵送します。中1か月近くしかない。開業医等が今から、「はい、私のところは接種会場に決まりました。アルバイト等の人員を確保しようと思っても、そう簡単には市長、私はいかないのではないかと思うのです。いかないということは、接種が滞るということになるのですね。市が雇用しようと思っているそういう人材を医療現場が必要とした場合に、対応できるような柔軟的な処理をしたらいかがだろうかと思いますが、市長はどう考えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えをいたします。

来年度の予算の提案の中で会計年度任用職員、主に消毒作業ということになっておりますけれども、100名の雇用を予定しております。それは主に消毒作業に当たっていただくということになっておりますけれども、今一部、これは確定的なものではありませんが、やはりワクチンの輸送体制ですね、これに関しても誰が運ぶのだ、どうやって運ぶのだという議論があります。そういったことにも、できたら新しく雇用する会計年度任用職員さんにも担っていただける部分があるのかなというふうに思っていますし、議員御指摘の医院、クリニック、いわゆる接種を受けていただける、接種をしていただける医療機関に関しても、何らかのそういった不足の部分があれば、柔軟にそれは対応していくべきだろうというふうに思っています。

今、ワクチンが、非常に国も頑張っていますけれども、なかなか思いどおりの量が入ってきていなくて、そういう逆に、各医療機関がてんやわんやでもう大変だという状況が生まれれば逆にいいなと思っておりますけれども、なかなか、医療機関が決まってもワクチンの接種量が追いつかないと、なかなかそこまでの状況にならないということがかなりの期間続くのかなという懸念もありますので、それは状況を見ながらしっかりと柔軟に判断をさせていただきたいというふうに思います。

○23番（泉 武弘君） 現在の開業医等が抱えている、自分の病院の患者プラス接種ということになります。そうすると業務量が飛躍的に増えます。だけれども、開業医の先生方へお願いしないと、問診票の作成にかなりの時間がかかってきます。開業医の皆さんは、自分のところの医院の患者の問診票等は即座にできます。だからこの開業医の皆さんへお願いする利点というのがそこに発生するわけですね。

だけれども、1つの事例というよりも、先ほど10番議員が言いましたけれども、駐車場、ではどうするのだろうか。接種が午前中に20名来ますよ。20名来たときに、この人たちの経過監視をする部屋はどこにするのでしょうか。こういう難しい問題が、市長、横たわっているのですよ。

だからお願いしたいのは、医師会と早く協議を詰めてもらいたい。そして、今回の接種会場を受けていただける先生方がどういうことに悩み、どういうことを希望して、それに

対して別府市がどう対応できるのか、これを早く整理してほしいのですね。そうしないと、今、手を挙げて接種しましょうと思っている医院の先生方が、いや、これだったら無理だ、自分のところの患者だけでも無理なのということになりかねないのですね。

これは、正副市長でとにかく前に出ていただいて、この接種がスムーズにいける、スムーズに接種が進む。それは自己判断、さっき言いました。接種するもしないも市民の判断ですが、接種を希望する皆さん方の接種がスムーズに進行できるということを、ぜひとも正副市長で努力をしてほしいなということを強くお願いしておきます。

それから、先ほど私が申し上げましたようにこれまでの薬禍、ワクチン被害というものについては、やはり市民の皆さんにつまびらかに報告し、知らしめる責任が市にあるということも、この機会に最後に申し添えて、ワクチン問題を終わらせていただきます。

さて、鉄輪地獄地帯公園に入ります。

簡潔に答弁してくださいね。今回条例、事件議案で出ていますが、鉄輪地獄地帯公園の小倉エリアの駐車場収入見込額をまずお聞きします。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今回、鉄輪地獄地帯公園の小倉エリアにできた新しい駐車場が、有料の駐車場となります。年間の収入額につきましては、今このような世の中でなかなか想像も難しいのですが、約300万ということで見込んでおります。

○23番（泉 武弘君） 今回の収益的施設ですね、公園の中に一部民間に開放して収益的施設を造りますよということで、現在、4月開業を目指して進んでいますが、この施設からの年間賃料収入を説明してください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

公園の年間の施設の使用料としましては、最終的な金額としましては約570万円、別府市に1年間で入る予定となっております。

○23番（泉 武弘君） こう考えてよろしいでしょうか。500万の賃料を別府市がもらいますよ、しかし、業者は300万円以上の駐車場収入を取るのですよ、こういうふうに考えていいですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今説明のあったとおり、使用料としては570万円市に入ってきます。そして、駐車場の収入に関しましては、今後予定しております指定管理の管理料としてその駐車場の収入を充てることとなっております。

○23番（泉 武弘君） そこで、私はこの予算に反対していますから、明確に申し上げていますが、PFI、民間資金活力、民間の技術活力で今回収益的施設をやりましたよ、収益的施設をなぜ造るのかということは、その公園の中で民間の皆さんが収益的施設を造ります。ここで別府市に納めてもらった使用料等で公園整備とかそういうものをやりますよというのが、本来の公園のPFIの基本の精神なのですね。

ところが、500万円の賃料をもらいますよ、500万もらうのに公園整備に今まで幾らかかったかといいますと、2億5,000万です。2億5,000万円の公園整備をして、一番いいところにキャンプ場とかいろいろ造りますよ、その賃料は500万ですよ、しかも、ここで使う駐車場収入も、320万も業者が持っていくのですよ、こういうことなのですよ。これは誰が考えてもおかしいと思いますよ。本来の公園PFIというこの民間活力、民間資金を活用した事業をしますよという収益的施設の目的から見れば、考えられません。今回が初めということ割り引いてでも、2億5,000万かけて年間200万しかもうけがないのですか。それはあまりでしょう。

これに議会が「イエス」と言うならば、議会は死んだ。批判を覚悟で申し上げます。こんな貸し方はよくない。

さらにおかしいのは、この会社を構成、法人を構成している6社の中に、今回の運営会社に移行するときに、今まで法人構成6社の中から全く違った法人格長大というものが出てきています。

課長ね、なぜ1年間もこの事業が中断したのですか。その中断した理由が分かっているら、説明してください。分からなければ、構いません。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この事業が1年間延伸したということに関しましては、以前から議会でも質問のほうを受けております。そのときと同じ回答となりますが、事業を始めるに当たってその体制を整えるためと、この事業でよりよい施設を造るために不測の日数を要したということで1年間伸びたというふうになっております。

○23番（泉 武弘君） なるほどな、橋本課長は表現が上手だな、よりよい事業をするために時間をかけた、こう言われましたね。仄聞するところ、事業資金の確保ができなかったからではないのですか。この1年近くの遅れというのは、当初6社グループが出した事業計画に基づく資金融資を取れなかったというふうに言っている方が多くいるのですね。ならば、最初に提案したものと現実とが大きく分かれているわけです。開きがある。こういうときに何らかのペナルティーというのはないのですか。教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今回、事業が遅れたことにつきましては、当初の公募の指針等で罰則規定等を設けておりませんので、今のところそれによる罰則等は考えておりません。

○23番（泉 武弘君） 市長、聞いてくださいね。私は、こういう事業は何も鉄輪地獄地帯公園だけでやる必要はないと思っているのです。この前の別府公園ですね、それと海岸線の公園ですね。こういうところでも非常に魅力ある事業だなというふうに実は私も思っているのですよ。やり方によっては新しい公園を造る、新しい需要を呼び込む、こういうことにおいては、私は十分検討に値するだけの価値があると見ているのです。ただ、今回ははしりですから、やっぱり事業計画を皆さんに公募した段階で緩みがあったのかなと感じざるを得ません。それはなぜかという、収益的施設の賃料と別府市の工事負担2億5,000万の差が余りにも大き過ぎるということなのです。

やはり今後において、公園を使わないままよりも公園を使える、使うことで事業収益を得て公園整備に回すというこの基本的な考えは、私は精査して進めるべきだという思いを持っています。ただ、今回の鉄輪地獄地帯公園の中断理由、さらには6社から3社に移った経緯、余りにも不透明なものが多過ぎます。それなりの情報は私もしっかり持っています。ただ、そのことを今ここで開示していいのかどうかということを逡巡しているだけで、やはり市民の税金を使って行う以上、市民に対して疑念を持たれるような公園行政だけはやってほしくない、こういう願いです。

さらに、建設部長。今申し上げたように、公園事業でこういう収益的施設を造るとするのは、私は新しい時代の流れかなという気はしているのです。ただ、今回みたいなものはいけません。それだけは申し上げておきます。

○議長（松川章三君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3月5日から9日までの5日間は、休日及び委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は3月10日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時39分 散会

